

タイトル	PCB 保管、残置容器破損による汚染物質漏洩		
工種	<input type="checkbox"/> 調査 <input checked="" type="checkbox"/> 対策	フェーズ	<input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 作業中
対象汚染物質	第三種特定有害物質、油		
土地履歴	<input type="checkbox"/> 宅地 <input checked="" type="checkbox"/> 工場跡地 <input type="checkbox"/> 特定有害物質使用工場 <input type="checkbox"/> その他		
説明図	<p style="text-align: center; color: red;">「当てる前に当たらぬ配慮を！」</p> 		
作業内容	工場跡地などでのバックホウによる土壌の掘削除去作業		
使用機器	バックホウ等掘削機械		
不具合事項			
<ul style="list-style-type: none">・土壌掘削作業時、バックホウを敷地端部にあったドラム缶に誤って当ててしまい、内容物が漏洩した。・漏洩物を分析した結果、PCB が含まれていることが判明し、PCB により汚染された土壌を分析、処理する費用が新たに発生した。			
予防措置(計画者、監督者、作業員)			
<ul style="list-style-type: none">・掘削範囲の地中埋設物(配管、タンク、廃棄物)だけでなく、周囲を含め地上部の残置、仮置物を確認し、不明なものがある場合には養生もしくは移動させる。(計画者、監督者)・事前に残置物の中身をヒアリング、分析等により確認し、予め明示しておくこと。PCB については、本来、地歴調査の段階で判明していなければならない。(計画者、監督者)			
応急措置			
(作業員に徹底しておかなければならない事項)			
<ul style="list-style-type: none">・作業を中止して避難し、職長を通じて責任者に連絡する。・防護具を着用の上、漏洩箇所を速やかに掘削除去してドラム缶等に密封する。・周辺土壌にシート被覆等を行い、浸透や飛散による拡散の防止措置を行う。・その後、調査により汚染範囲を確定し、適正に処理する。			
その他、留意事項			
<ul style="list-style-type: none">・ドラム缶以外にも、トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器などの電気機器には、絶縁油や PCB 汚染油が含まれていることがあり、想定外の汚染を引き起こす可能性がある。・特に工場跡地では様々な物が残置されていることがあり、PCB 以外にも農薬入り容器、アスベスト建材などの有害物質により二次汚染や健康被害などを引き起こすリスクがある。			
関連法規等、出典	・土壌汚染対策法、PCB 特措法、ダイオキシン特措法		
キーワード	掘削作業、有害物質漏洩、PCB、絶縁油		
発生頻度	<input type="checkbox"/> 多 <input type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 少	重大性	<input checked="" type="checkbox"/> 致命的 <input type="checkbox"/> 重大 <input type="checkbox"/> 軽微

タイトル	PCB 保管、残置容器破損による汚染物質漏洩	
説明図	<p style="text-align: center;">「当てる前に当たらぬ配慮を！」</p>  An illustration showing an orange excavator with a yellow sunburst effect at its bucket, which is positioned near a broken blue drum labeled 'PCB'. To the right, there are several intact blue drums, also labeled 'PCB'. The scene is set on a brown ground surface against a light blue sky background. The warning text '「当てる前に当たらぬ配慮を！」' is written in red above the excavator.	
作業内容	工場跡地などでのバックホウによる土壌の掘削除去作業	
指示事項	<ul style="list-style-type: none">作業範囲周辺の残置物、仮置き物（タンク、ドラム缶等）を確認し、不明なものがある場合には養生もしくは移動！ 発見次第、周辺作業を中止する。元請へ報告して、移動方法の指示を受けること。不明なものがある場合は、中身をヒアリング（可能であれば分析）する！二次汚染の可能性がある物を現場内に置くときには、飛散、浸透防止等の適切な措置を取る！PCB 廃棄物であった場合には PCB 特措法に基づいて対応する！	
どんな不具合が起こりうるか？		
だから私たちはこうします		
本日の重点施策	ヨシ!!	
サイン		